

かすがし  
春日市

ちいぎ  
地域しあわせプラン2026

ねんど ねんど  
(2026年度～2030年度)

だいじ かすがし ちいぎふくしけいかく ちいぎふくし かつどうけいかく  
第5次春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画

だい きせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく  
第2期成年後見制度利用促進基本計画

がいようばん  
概要版

かおみ  
顔の見える  
あひ  
支え合いの  
しき  
仕組みづくり

だれ ひつよう  
誰もが  
ひつよう  
必要な  
そうだん しえん  
相談・支援が  
う  
受けられる  
たいせい  
体制づくり



すこ  
健やかに  
いきいきと  
く  
暮らせる  
ちいぎ  
地域づくり

あんぜん あんしん  
安全・安心・  
かいてき  
快適に  
く  
暮らせる  
ちいぎ  
地域づくり



れいわ ねん がつ  
令和8年3月

かすがし かすがし しゃかいふくしきょうぎかい  
春日市・春日市社会福祉協議会

# けいかく がいよう 計画の概要

## けいかく さくてい はいけい しゅし 計画策定の背景と趣旨

へいせい ねん しゃかいふくし ほうかいせい ちいきふくし けいかく ふくし ぶんや じょういけいかく  
平成30年の社会福祉法改正において、地域福祉計画が福祉分野の上位計画  
として位置づけられ、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制を整備  
することが新たに努力義務とされました。地域共生社会とは、制度・分野ごと  
の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様  
な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸  
ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに  
創っていく社会のことをいいます。

ほんし どれい わ ねん がつ かつが し ちいき さくてい ししゃ  
本市では令和3年3月、「春日市地域しあわせプラン2021」を策定し、市社  
会福祉協議会とともに、包括的な支援体制の整備に取り組んできました。この  
たび、令和7年度末に同計画が期間満了を迎えることを受け、これまでの取組  
の成果と課題を検証し、本市の地域特性に対応した「春日市地域しあわせプラ  
ン2026」を策定することとしました。

## けいかく いち 計画の位置づけ

ほんけいかく しゃかいふくし ほうだい じょう もと ぎょうせいけいかく  
本計画は社会福祉法第107条に基づく行政計画であ  
る地域福祉計画と、地域福祉の推進を目的とした実践  
的な活動・行動計画である地域福祉活動計画を一体的  
に策定するものです。また、成年後見制度の利用の促  
進に関する法律第14条に基づく成年後見制度の利用  
の促進に関する基本的な計画(成年後見制度利用促進  
基本計画)を包含する計画です。





## けいかく きかん 計画の期間

ほんけいかく きかん れいわ ねんど れいわ ねんど ねんかん しゃ  
本計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、社  
かいじょうせい じゅうみん へんか たいおう ひつよう おう けいかく みなお  
会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを  
おこな  
行います。

## けいかく きほんりねん 計画の基本理念

ほんけいかく じょうい けいかく だい じ かが し そうごうけいかく しょうらいと し ぞう す  
本計画の上位計画である第6次春日市総合計画では、将来都市像「住みよさ  
じっかんとし  
実感都市 かが～つながる はぐくむ ささ あ じっげん ち いききょうせいしゃ  
会の推進」を政策として掲げています。

ほんけいかく ひとびと さまざま ち いきせいかつ か だい かが す な ち いき  
本計画では、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で  
じ ぶん く ち いきじゅうみんとう ささ あ ひとり く  
自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らし  
と生きがい、しあわせな地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社  
かい じっげん め ざ ぜんけいかく きほんりねん ささ あ だれ やさ  
会」の実現を目指すため、前計画の基本理念「みんなで支え合う誰にも優しい  
まち かが」をけいしやう くにぜんたい め ざ ち いききょうせいしゃかい もんごん  
継承するとともに、国全体が目指す地域共生社会という文言  
をめいじ  
明示することとします。

ささ あ だれ やさ  
みんなで支え合う誰にも優しいまち かが  
ち いききょうせいしゃかい じっげん め ざ  
～地域共生社会の実現を目指して～

## 春日市が目指す地域共生社会の形

共働き世帯の増加や高齢者の増加により子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる中、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援・生活困窮者支援等様々な分野において、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、家族や地域の支援力が低下しているという状況があります。また、様々な分野の課題が絡み合っ<sup>て</sup>複雑化したり、世帯単位で複数分野の課題を抱えたりするといった状況もみられます。

こうした課題に対して、地域全体で支える力を再構築することが求められており、そのためには、すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり(全世代・全対象型地域包括支援)が不可欠です。

これを実現するためには、複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者や世帯に対し、相談支援(対象者や世帯との相談と、それを踏まえて必要となるサービスの検討、プランの作成など)を分野横断的かつ包括的に提供することが求められます。ワンストップで分野を問わず相談・支援を行うことや、各分野間の相談機関で連携を密にとることにより、対象者やその世帯について、分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現するための方策を検討していきます。

また、地域包括支援体制の構築を進めるにあたっては、個々人の持つニーズのすべてを行政が満たすという発想に立つのではなく、住民を含む多様な主体の参加に基づく「支え合い」を醸成していくことが重要です。本市では、地域のことを自ら守るため<sup>に</sup>行動し、助け合いを強めていく住民・関係者と、包括的なシステムの構築に創造的に取り組む行政とが協働することによって、誰もが支え、支えられるという共生型の地域社会を創造していきます。

# けいかく たい けい 計画の体系



## きほんりねん 基本理念



みなで ささ あ だれ やさ 支え合う誰にも優しいまち かすが  
～ ち いき きょうせいしゃかい じつげん めざ 地域共生社会の実現を目指して～

## きほんもくひょう 基本目標

## きほんしざく 基本施策

1

かお み 顔の見える  
ささ あ 支え合いの  
しく 仕組みづくり

① ち いき ふくし い しき 地域福祉の意識づくりと心のバリアフリーの促進 こころ そくしん

② ち いき こうりゅう 地域における交流・ふれあいの促進 そくしん

③ ち いき ささ あ 地域における支え合いとボランティア活動の促進 かつどう そくしん

2

だれ ひつよう 誰もが必要な  
そうだん しえん 相談・支援が  
う 受けられる  
たいせい 体制づくり

① こま じょうほう ていきょう そうだん しえんたいせい きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり

② すきま けいぞくてき しえんたいせい かくりつ 隙間のない継続的支援体制の確立

③ けんりよう ご じゅうじつ 権利擁護の充実

3

すこ 健やかに  
く いきいきと暮らせる  
ち いき 地域づくり

① ち いき けんこう かい ご よぼう そくしん 地域における健康づくり・介護予防の促進

② い かつどう そくしん 生きがい活動の促進

③ こりつじょうたい ひと しえん 孤立状態にある人への支援

4

あんぜん あんしん 安全・安心・  
かいてき く 快適に暮らせる  
ち いき 地域づくり

① きんきゅうじ さいがいじ たす あ しく 緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり

② ち いき みまも ぼうはん かつどう そくしん 地域における見守り・防犯活動の促進

③ せい かつ かんきょう ほ ぜん ユニバーサルデザインのまちづくりと生活環境の保全



1

# 顔の見える支え合いの仕組みづくり

## 地域福祉の意識づくりと心のバリアフリーの促進

地域における支え合いの仕組みづくりを促進するためには、住民の地域意識（地域に関心を持ち、地域のことを知る）を高め、福祉意識（社会全体で支え合うという考え方）を醸成する必要があります。地域住民が地域の生活課題に対して、「他人事」ではなく「地域に暮らすみんなの問題」として考え、社会的孤立を生まない地域づくりができるよう、引き続き地域福祉の意識づくりを推進していきます。

## 地域における交流・ふれあいの促進

地域の支え合いの基礎となる近所付き合いの希薄化が進む中、地域における住民の交流・ふれあいを促進するため、各種交流行事の情報発信に努めるとともに、住民が気軽に集うことができる交流スペースの確保と交流機会の充実に努めます。

## 地域における支え合いとボランティア活動の促進

ボランティアは地域福祉を支える重要な担い手です。市社会福祉協議会と連携を取りながら、ボランティア活動に関する情報発信を行い、住民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーの育成を図ります。



## こう どう もくひょう れい ばっ すい 行動目標の例(抜粋)



### し とりくみ 市の取組

- 地域活動の主体である自治会への加入促進を図り、地域福祉の意識づくりを推進します。
- 高齢者や障がい者のみならず、多世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。
- 国が推進する重層的支援体制整備事業の地域づくり事業を参考に、地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくりに取り組みます。

### し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい とりくみ 市社会福祉協議会の取組

- 住民一人ひとりが自分の地域の福祉に関心をもち、支え合いに参加できる地域づくりを支援します。
- 社会福祉センターを住民福祉活動の拠点として安全・安心、快適に地域の誰もが気軽に交流・活動が出来る場所とします。
- ご近所のつながり活動の中で近所の人を気にかける活動を啓発し、関心をもってもらう取組を進めていきます。

### ち いき じゅう じん だん たい 地域住民・団体ができること

- あいさつや声かけなどを行い、隣近所との関わりを持ちます。
- 地域の行事やイベント等、交流の場に積極的に参加するとともに、世代間交流の機会をつくりまします。
- 地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にします。

### ふく し じ ぎょう しゃ どう 福祉事業者等ができること

- 地域との大切な連携機会である様々な行事に参画し、福祉情報の提供やサービス事業内容の発信を行うことにより、福祉意識の啓発を行います。
- 福祉サービス利用者と地域住民と一緒に楽しめる行事を企画・開催します。
- サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機関へつなげていきます。



## 2 誰もが必要な相談・支援が受けられる体制づくり

### きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり

地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、こども家庭センター、  
 暮らしサポート「よりそい」等の多機関連携により、様々な相談を受け止めると  
 ともに、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題(制度の狭間など)の解決を行  
 うために、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備を進めます。

### 隙間のない継続的支援体制の確立

多機関連携により、訪問(アウトリーチ)による支援を行うなど、解決の糸口が  
 つかめるまで寄り添うことができる体制づくり(本人が主体となって課題に取り  
 組むことを支援する伴走型支援)を推進します。

また、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニ  
 ズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながり  
 を回復する支援(参加支援、地域づくりに向けた支援など)に取り組めます。

### 権利擁護の充実

権利擁護支援(権利が侵害されないように擁護し、本人の意思を尊重した生  
 活を支援する活動)の地域連携ネットワークづくりなど、成年後見制度の利用  
 促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、虐待やDVのない社会の実現を図ります。



## こう どう もくひょう れい ばっ すい 行動目標の例(抜粋)



### し とりくみ 市の取組

- 複合的な課題を抱える困難事例等の解決について、相談機関が連携した会議等を開催し、関係機関のそれぞれの役割などを確認し、より利用者のニーズに沿った適切な対応(サービス)が提供できるよう、包括的相談支援体制の充実を図ります。
- 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じ、解決の糸口がつかめるまで寄り添う伴走型支援を推進します。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、社会への参加に向けた支援が必要な人には、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を図ります。

### し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい とりくみ 市社会福祉協議会の取組

- 住民からのどこに相談すればいいかわからない、うまく言えない不安やお困りごとを様々な方法で受け付け、気軽に話せる環境・体制を作ります。
- 相談機関連携会議等に生活支援コーディネーターが参加し、情報共有やニーズ把握を行い、新たなサービス開発につなげます。
- 福祉あんしんサービス事業を周知し、権利擁護の必要性を伝えることで支援が必要な人の発掘、支援を行います。

### ち いきじゅうみん だん たい 地域住民・団体ができること

- 気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会、市相談窓口など関係機関に相談します。
- 日常の見守り活動を通じて、虐待やDVの早期発見に努めます。

### ふく し じ ぎょうしゃ とう 福祉事業者等ができること

- 関係者会議等を通じて専門的な立場での参加・協力を行い、多職種間協働の支援体制の構築やネットワークの強化に努めます。
- 職員に対する人権研修を行うなど、虐待等現場における人権侵害の防止を徹底します。



3

すこ ち い き  
健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

ち い き けん こう かい ご よ ぼう そく しん  
地域における健康づくり・介護予防の促進

じゅうみんひとり けんこう いしき たか ち い き  
住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、地域ぐるみ  
けんこう じっせん かくち くだん い じっし  
で健康づくりを実践するとともに、各地区単位で実施する  
かい ご よ ぼう とりくみ けんこうじゅみよう えんしん はか  
介護予防の取組によって、健康寿命の延伸を図ります。



い かつ どう そく しん  
生きがい活動の促進

だん かい せ だい じゅうみん みづか ち しき けいけん のうりよく ぎじゆつ い しょうがい  
団塊の世代の住民などが、自らの知識や経験、能力、技術を活かし、生涯  
がくしゅう しゅうろう かつどう ち い き ふく し かつどう い かん  
学習や就労、ボランティア活動、地域福祉活動など、生きがいを感じることの  
できる 機会を増やすとともに、退職などによって、これまで属していた組織か  
ら 距離を置くことになった人(主に高齢者)が地域に溶け込み、地域の担い手  
として 尊重し合う関係づくりを育みます。

こ り つ じ ょ う たい ひと し えん  
孤立状態にある人への支援

きんねん こ り つ じ ょ う たい ひと び と ぞう か こうれいしゃ こそだ ちゆう  
近年、孤立状態にある人々が増加しており、そのリスクは高齢者や子育て中  
の 保護者、ひきこもり状態にある人、障がい者、生活困窮者、外国人など多様な  
層に及んでいます。「孤独・孤立対策推進法」に基づき、孤独・孤立を防ぐ交流の場  
の 確保に努めるとともに、年齢により区切ることなく、福祉・医療・教育・労働分  
野の連携を深め、孤独・孤立の状況に合わせた切れ目のない相談支援の充実に努  
めます。



## こう どう もくひょう れい ばつ すい 行動目標の例(抜粋)



### し とりくみ 市の取組

- 介護予防や生活習慣病予防に関する健康教育などの充実に努め、基本的な知識や実践方法についての普及や住民の意識の啓発に努めます。
- 高齢者や障がい者の社会参加と生きがいづくりを推進するため、各種ボランティアを養成し、活動を支援します。
- 孤独・孤立を防ぐ交流の場の確保に努めるとともに、孤独・孤立の状況に合わせた切れ目のない相談支援の充実に努めます。

### し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい とりくみ 市社会福祉協議会の取組

- ナギの木苑で講座や体操、参加型レクリエーションを実施し、フレイル予防や他者との交流の場の提供に努めます。
- 退職した人が持つ経験や知識等を活かせる、生きがいづくりにつながる支援を行います。
- 社会的に孤立している人が社会とのつながりを実感できるように、自律に向けた支援につなげます。

### ち いきじゅうみん だん たい 地域住民・団体ができること

- 年に1回は健康診査を受け、健康状態のチェックを行います。
- 自らの意思や意欲に基づき、地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じることでできる場を探します。
- 見守り・声かけの“ほどよい距離感”での負担のない関わりを心がけます。

### ふく し じ ぎょう しゃ とう 福祉事業者等ができること

- 介護予防に関する情報を提供することにより、住民の意識の向上を図ります。
- サービスの提供機会などを通じ、利用者の生きがいやニーズの把握に努め、地域の様々な活動につながる情報を提供していきます。
- ひきこもり状態にある人の状況に合わせた生活改善や自立に向けた支援、相談等を行います。



4

安全・安心・快適に暮らせる地域づくり

緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり

「春日市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、避難行動要支援者が日頃から孤立しないよう、春日市避難行動要支援者避難支援プランを運用し、避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画として位置づけているご近所のつながりカードの普及のため、地域との情報共有を進めます。

地域における見守り・防犯活動の促進

地域のつながりが強いほど、住民が普段と変わったことに気がつきやすく、声かけなどを行うことで犯罪を未然に防ぐことができる可能性が高まることから、地域の安全は地域で守るという意識を高め、日頃からの付き合いと情報の共有によって、地域の防犯力を高めます。

ユニバーサルデザインのまちづくりと生活環境の保全

高齢者や障がい者等が安心して快適に生活できる環境は、あらゆる人にとって、安全性や利便性、快適性が確保されているということでもあります。ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、自力で外出することが困難な人への外出支援の輪を広げていきます。

また、騒音などの生活公害やペットの飼育マナーの向上など、日常生活における環境保全について、日々の交流の中で話し合い、地域における快適な暮らしを確保します。



## こう どう もくひょう れい ばっ すい 行動目標の例(抜粋)



### し とりくみ 市の取組

- 防災知識の普及啓発と災害時の情報伝達手段の整備を行うとともに、災害弱者に配慮した物資も含めた避難所用緊急物資の確保を図ります。
- 防犯のための地域活動等の重要性を啓発し、活動への支援を行うとともに、防犯設備の適切な維持管理に努め、地域の安全で安心な環境づくりを支援します。
- バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

### し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい とりくみ 市社会福祉協議会の取組

- 日頃の見守り活動が、災害発生時にも気かけあえる地域づくりにつながることを啓発し、緊急・災害時に対応できる近隣のつながりづくりを支援します。
- 多様化する犯罪の被害情報や対策について、地域への啓発と周知に努めるとともに、犯罪を未然に防ぐことができるような地域ネットワーク活動の支援に努めます。
- 多種多様な人たちの声を取り入れたユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

### ち いき じゅう じん だん たい 地域住民・団体ができること

- 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。
- 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。
- 駐車や駐輪をしている車両が杖や車いすを利用する人にとって移動の妨げとなることのないよう気をつけます。

### ふく し じ ぎょう しゃ とう 福祉事業者等ができること

- 防災意識の啓発に努め、災害時の安全確保策が十分に行われるよう、家族・介護者等と情報を共有し、連携するよう努めます。
- 地域の一員として、地域の防犯活動に積極的に参加します。
- ユニバーサルデザインによる製品の紹介、普及に努め、共に生きる社会づくりを支援します。

# 自治会紹介ページの概要

## 自治会ごとの現状と課題及び今後の展望

自治会は、同じ地域に住む人々が生活環境の改善や、親睦、相互扶助のために集まった組織であり、市内には、35の自治会があります。

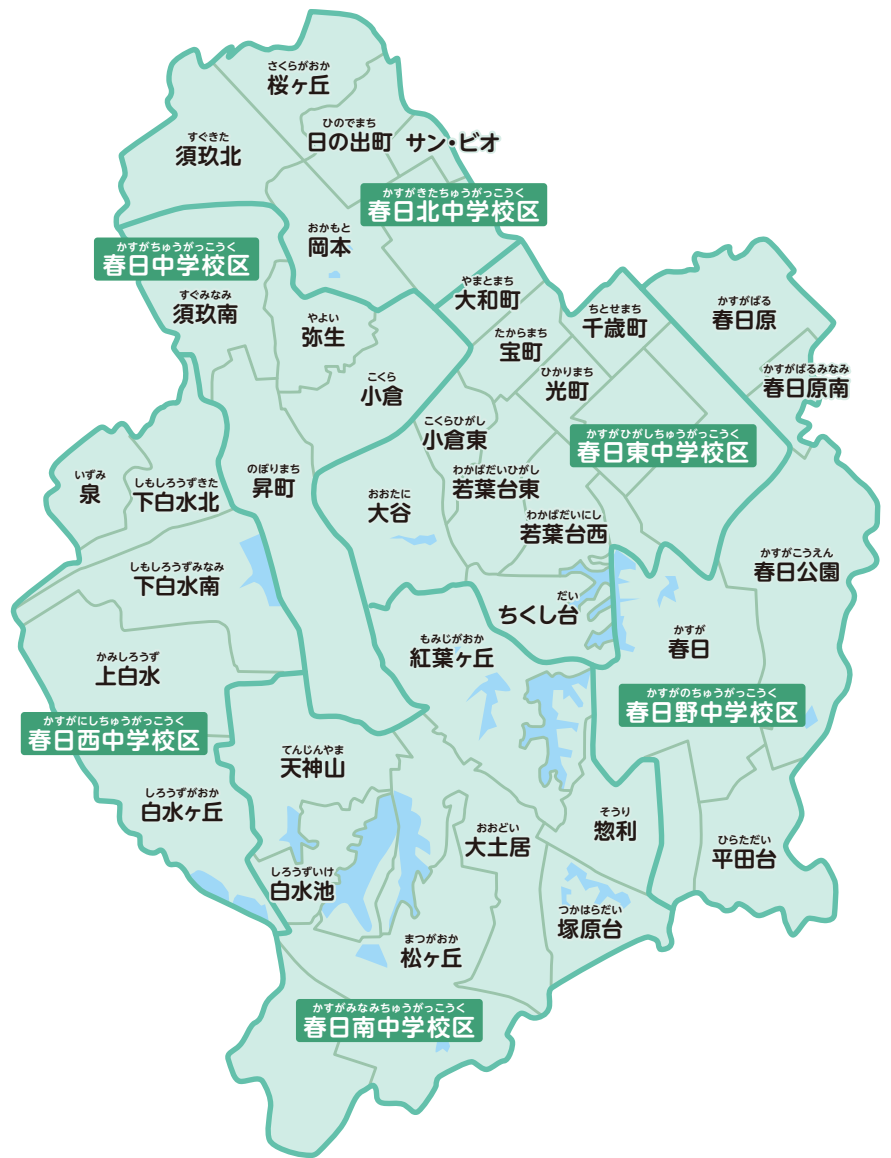
自治会が取り組むさまざまな活動により、私たちのまちは、住みよいまちとなっています。

地域共生社会の実現に向けた様々な取組を各自治会が出来るところから工夫をこらし、推進していくことが重要となるため、計画書に、自治会の活動や地区の課題と今後の展望などを紹介しています。

(計画書 第5章 参照)



### 中学校校区・自治会区図



# 第2期成年後見制度利用促進基本計画

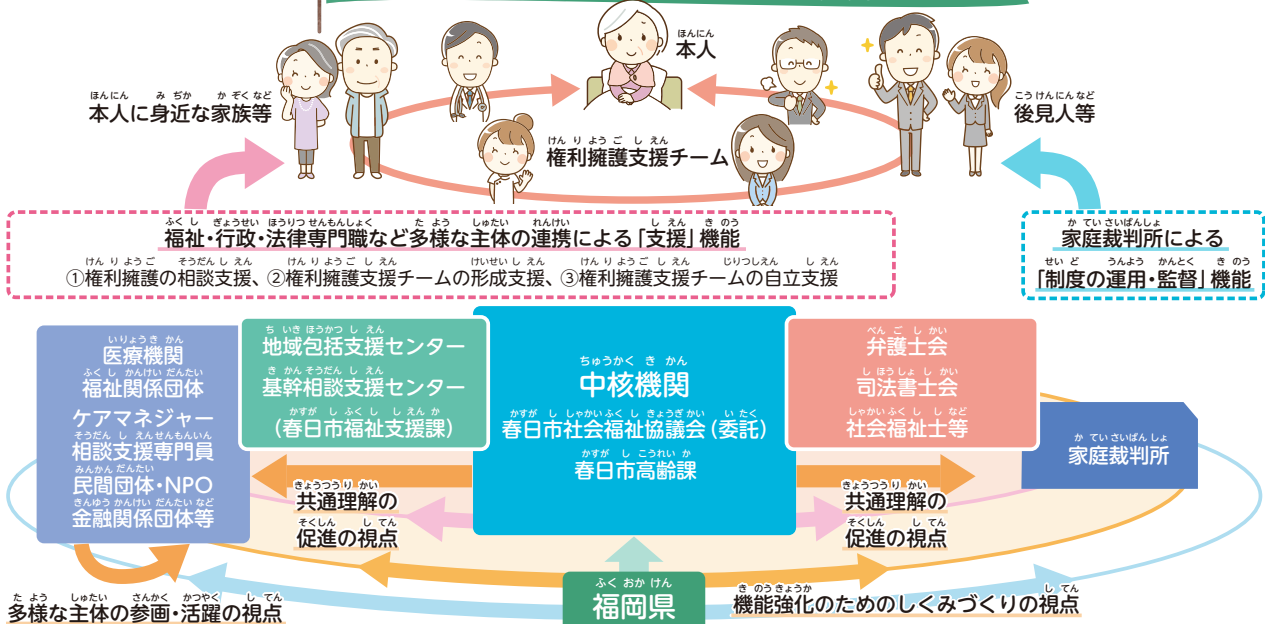
## 基本方針

地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的とし、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組をさらに推進します。

## 具体的な取組

本市では令和3年度に権利擁護総合相談運営事業を春日市社会福祉協議会に委託し、「権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会」を整備するとともに、その運営の中核となる機関(中核機関)を設置し、権利擁護に関する取組を進めてきました。今後も、この中核機関を中心に、地域と様々な専門性をもった職種が連携する仕組みである権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進していきます。

### 地域連携ネットワークとその中核となる機関のイメージ



※権利擁護支援の地域連携ネットワークは、支援が必要な人を地域や関係機関が支える「権利擁護支援チーム」、関係機関の連携・協力を進めるための「協議会」、個別支援や協議会が適切に実施されるようネットワークのコーディネートを担う中核的な機関となる「中核機関」からなる。



みんなで春をつくろう



春日市社会福祉協議会  
イメージキャラクター  
「ランティ」

企画・編集・発行

かすがし  
春日市

〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5  
TEL (092)584-1111(代表) FAX(092)584-1142  
<https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/>

かすがし  
春日市  
社会福祉  
協議会

〒816-0851 福岡県春日市昇町3丁目101番地  
TEL (092)581-7225(代表) FAX (092)581-7258  
<https://www.kasuga-shakyo.or.jp/>